

大分県商工会議所連合会「生命共済 見舞金・祝金・助成金・記念品制度」規約

(目的)

第1条 本規約は、「生命共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「生命共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「生命共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・祝金・助成金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、大分県商工会議所連合会専務理事会の決議により行う。

(附則)

第10条 本規約は、平成19年12月1日から改定する。

(附則)

第11条 本規約は、平成29年12月1日から改定する。

以上

別表 1

■ 災害通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として7日以上通院したときに、次の災害通院見舞金を支払います。但し、1年間（12月1日～11月30日）に1回の支払いを限度とします。

事故通院見舞金	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
7日以上	7,500円	10,000円	12,500円	15,000円	17,500円	20,000円	22,500円	25,000円	27,500円	30,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院7日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《災害通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは災害通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院7日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

結婚祝金	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
1年以上加入	10,000円									

なお、加入口数の変更があった場合は、結婚した日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 出産祝金

加入者が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

出産祝金	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
2年以上加入	10,000円									

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 成人祝金

加入者が本制度の保障期間中に成人したとき、次の成人祝金を支払います。

成人祝金	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
1年以上加入	10,000円									

《成人祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは成人祝金を支払いません。

- (1) 成人した日から3年を経過して請求があったとき

- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 成人した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 日本商工会議所・東京商工会議所検定（3級以上）合格祝金

加入者が本制度の保障期間中に日本商工会議所が主催する検定に合格したとき、次の祝金を支払います。

日本商工会議所 検定合格祝金	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
1年以上加入	5,000円									

《日本商工会議所検定合格祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは合格祝金を支払いません。

- (1) 日本商工会議所検定合格した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき

日本商工会議所・東京商工会議所検定合格した属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として10日以上または20日以上日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（12月1日～11月30日）に1回の支払いを限度とします。

病気入院見舞金	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
10日以上	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
20日以上	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院10日目または20日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の10日目または20日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ PET（ペット）検診助成金

加入者が本制度の保障期間中にPET（ペット）検診を受診したとき、検診助成金を支払います。

PET検診助成金	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
1年以上加入	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、PET検診受診日が属する月の加入口数を基準に助成金を支払います。

《PET検診助成金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときはPET検診助成金を支払いません。

- (1) PET検診を受診した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) PET検診を受診した属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 75歳満了時記念品贈呈

加入者が本制度の満了日において75歳満了時記念品を贈呈する。

75歳満了時記念品	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
5年以上加入	記念品贈呈									

《75歳満了時記念品贈呈をしない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは75歳満了時記念品を贈呈しません。

- (1) 加入者が満了日に生存していない時

- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 加入者が満了日に属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

別表 2

■ 災害通院見舞金の請求手続

加入者が災害通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

■ 成人祝金の請求手続

加入者が成人祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 生年月日が証明できる住民票等の原本又はその写し、もしくは運転免許証、健康保険証、パスポート、身分証明書の写し

■ 病気入院見舞金の請求手続

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

■ P E T 検診助成金の請求手続

加入者がP E T 検診助成金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- P E T 検診の受診が証明できる医療機関記載の診断結果、証明書、領収書等の原本又はその写し

■ 日本商工会議所検定合格祝金の請求手続

加入者が日本商工会議所検定合格祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金・助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 日本商工会議所検定合格通知書・表彰状の原本又はその写し

■ 75 歳満了時記念品の贈呈の請求手続

商工会議所事務局にて満了者を把握し、記念品受領印を事業主から頂く。

- ・ 商工会議所は病気入院見舞金・災害通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・ 商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。